

## 水道課からのお知らせ

### ■水道管の漏水調査を行います

水道課では、各家庭に給水している大切な水をむだにしないため、左記の地区で漏水調査を行います。ご不在の場合でも水道メーターを調査することがありますのでご協力をお願いします。

※なおこの調査で委託業者がお客さまに調査代金を請求することはございません。調査区域の詳細は市ホームページに掲載します。

●期間：8月18日(月)～10月31日(金)

### ●実施地区：

▼大田原地区(紫塚、本町、住吉町、中央、末広、美原1丁目的一部、浅香、富士見の一部、加治屋の一部)  
▼野崎地区(中薄葉の一部、平沢)

▼親園地区(親園、実取、滝沢、荻野目の一部)

●調査内容：公道、お客様の敷地内止水栓の漏水音を調査します。

### ●調査委託業者：

地中エンジニアリング(株)  
※水道課発行の身分証と腕章をしています。



### ■大田原市上水道を利用している皆様へ

宅地内の給水装置工事(水道工事)を行う際は、法や条例に基づき、水道課に申請する必要があります。例：建物の取り壊し、建物の増改築による給水栓の移動、改造など(無断工事を行うと、工事を行った方のみならず、他の

水道利用者にもご迷惑をかけることがありますのでご注意ください。

なお、給水装置工事は市指定給水装置工事事業者(市ホームページに掲載)に依頼して下さい。

※市指定給水装置工事事業者以外(無登録業者)が行った工事は違法工事となり給水

停止となります。また、漏水を修理したときでも漏水軽減措置ができません。

### ■給水装置工事の費用負担に関する特例措置について

公道区域内(国・県・市道)に2戸以上の個人の給水装置を設置する場合、個人の負担を軽減し、水道普及を推進す

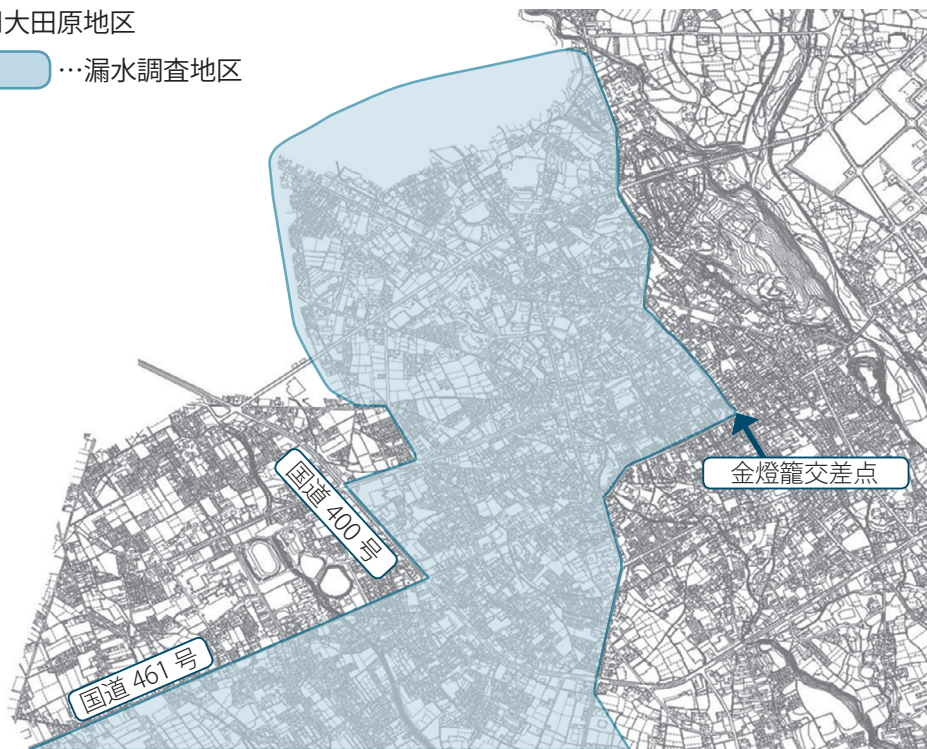
るため、平成27年3月31日までの申請に限り、工事費の2分の1以内、上限500万円を限度に水道課で負担する制度があります。

市水道の利用を検討されている方は左記へお問い合わせください。

TEL 水道課 訓  
(23) 8713

### ■大田原地区

…漏水調査地区



### ■野崎・親園地区

